

介護職員処遇改善について

2019年10月介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定に当たり、下記要件を満たしている必要があります。

(ア)	現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
(イ)	職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
(ウ)	賃上げ以外の取組について、ホームページ等への掲載を通じた「見える化」を行っていること

「見える化」要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的な取り組みを以下のとおり公表いたします。

職場環境要件

	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	事業者の協働による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供